

一人で抱え込まず、まずは相談してください！

予防	問い合わせ先	
総合健診	森町保健センター	3-2311
サロン活動 （「ふれあいサロン」「ミニミニサロン」） 老人クラブ	森町社会福祉協議会	3-2280
サークル活動 （公民館等で活動するサークルは、「まなびネットもりまち」に掲載されています。）	森町公民館	2-2186
公民館講座 （オニウシ学園、女性学級）	森町公民館	2-2186
生きがい活動支援通所事業	保健福祉課福祉係	7-1085
元気はつらつクラブ	森町保健センター	3-2311
認知症カフェ	森町地域包括支援センター	3-2322
生活支援	問い合わせ先	
「食」の自立支援事業 軽度生活援助事業	保健福祉課福祉係	7-1085
生活支援ソーター活動支援事業	森町社会福祉協議会 森町地域包括支援センター	3-2280 3-2322
介護保険	問い合わせ先	
介護保険制度、要介護認定の申請に関すること	保健福祉課介護保険係	7-1085
見守り・安全確保	問い合わせ先	
緊急通報体制等整備事業	保健福祉課福祉係	7-1085
認知症高齢者等見守り事業 （事前登録）	森町地域包括支援センター	3-2322
認知症ソーター養成講座に関すること		



## 知って安心！

### わたしたちの町の認知症ケアパス

これからも元気なままでいたい！  
あれ、もしかして認知症？これからどうすれば？  
自分のこと、家族のこと、友人のこと、  
相談できる窓口があります！

**森町地域包括支援センター**  
高齢者の総合相談窓口 ☎3-2322

認知症ケアパスとは、認知症の方の状態に応じたサービス提供の流れをまとめたものです。

# 認知症ケアパス

認知症の段階に合わせて適切な支援や利用できるサービスがあります。



- 認知症とは、記憶や判断する力が低下したり、時間、人や場所の認識ができないなど認知機能の障害が起こり、その結果、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態をいいます。
- 認知症の症状の現れ方には、個人差があります。今後、予測される症状や状態の変化の目安として参考にしてください。
- 予防、生活支援、介護保険、見守り・安全確保に関する問い合わせ先は、裏面に記載しています。

認知症の段階	自立	認知症の疑い	認知症を有するが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け や介護が必要	常に介護が必要
本人の様子	○介護予防の取り組みを実践  	○物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成などを含めて日常生活は自立している  	○物忘れが多くなる ○金銭管理や買い物などにミスがみられるようになる ○日常生活はなんとか行っている  	○服薬管理ができない ○電話での対応や訪問者の対応が一人では難しくなる ○道に迷うことがある  	○着替えや食事、トイレなど日常生活に手助けが必要 ○財布をとられた等と言い出す ○時間や場所がわからなくなる	○日常生活全般に介護が必要となる ○言葉によるコミュニケーションが難しくなる  

支援する体制	相談	●気になりはじめたら、早めにかかりつけ医や各種相談窓口に相談しましょう ●森町地域包括支援センター（森町役場新棟1階）☎ 3-2322 * 地域包括支援センターでは、電話以外にも、来所、訪問による相談を受け付けています。
	医療	●かかりつけ医 ➡ ●専門医（かかりつけ医がいる場合、かかりつけ医に相談し、専門医を紹介してもらいましょう）
	介護保険	●介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）、介護サービスの利用の検討 ●介護サービスの利用（ホームヘルプサービス、デイサービス、デイケア等）
	住まい	●自宅（福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修） ●施設 < 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護保険施設  

## 予防

- 総合健診
- 公民館講座 / ●サークル活動
- サロン活動 / ●老人クラブ
- 生きがい活動支援通所事業

介護保険の対象とならないおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等

## 元気はつらつクラブ

65歳以上の町民で外出機会の少ない方など

## 認知症カフェ（どなたでも参加できます。）

## 生活支援

### ●「食」の自立支援事業（配食サービス）

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、在宅で調理が困難な方。

### ●軽度生活援助事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要な方。

### ●生活支援ソーター活動支援事業

一人暮らしの65歳以上の高齢者、65歳以上の高齢者世帯。  
おおむね30分以内で終了する簡易な生活援助。見守りを兼ねた相談・話し相手。

## 見守り・安全確保

### ●緊急通報体制等整備事業

健康に不安を抱えたひとり暮らし高齢者等。おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者。

### ●認知症高齢者等見守り事業（事前登録）

### ●認知症ソーターの見守り



○認知症の予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味があります。